

建設業で労働災害が増加しています

**対前年同期（10月末）で5人（13.5%）の増加！
墜落・転落災害が急増！**

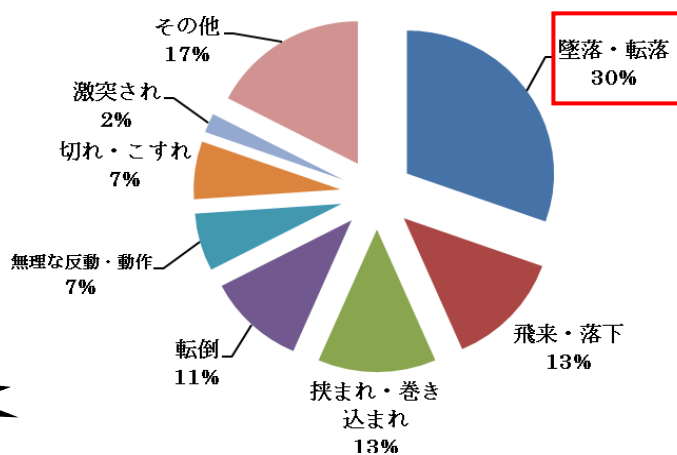
平成24年における筑西労働基準監督署管内の建設業における労働災害による休業4日以上の被災者数は、震災復旧工事の影響で災害の多かった前年同期（10月末）と比べても、5人（13.5%）増え、これから事故の多発する年末年始を迎えるに当たり、益々憂慮されるべき状況にあります。

各事業場のみなさまにおかれましては、下記の事項を参考に、自主的な労働災害防止活動に取り組まれますようお願いいたします。

筑西署管内・建設業における
災害発生数（休業4日以上）

	平成 23 年 10 月末	平成 24 年 10 月末
建築工事業	23人	25人
土木工事業	10人	8人
その他建設業	4人	9人
合 計	37人	42人

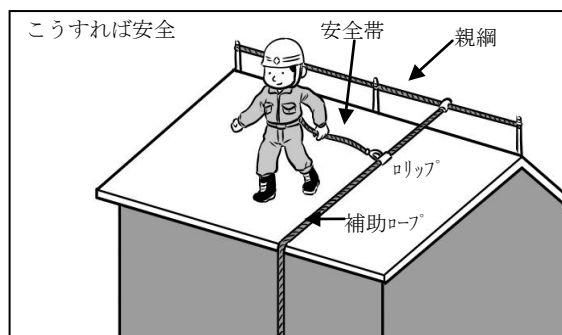
建設業における事故の型別
災害発生数（平成 23 年）



災害事例（特に事例の多いものを抽出）

<屋根からの墜落> ※同事案で4人

屋根瓦工事業 平成 24 年 4 月発生	家屋 2 階屋根瓦の葺替え工事業中、足元が滑り、軒先から墜落した。 (被災者は 50 代大工、胸部打撲、休業 1 か月)
-------------------------	---



＜脚立からの転落＞※同事案で6人

設備工事業

平成24年7月発生

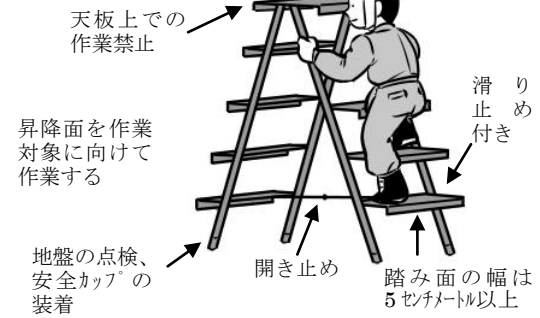
機械の設置作業において、天井の配線ラックから電線を取るため、脚立の4段目に乗り、手を伸ばして電線を取ろうとしたが、取り損ねた際にバランスを崩し、路面に転落した。

(被災者は40代電気工、右足踵骨折、休業2か月)

発生状況



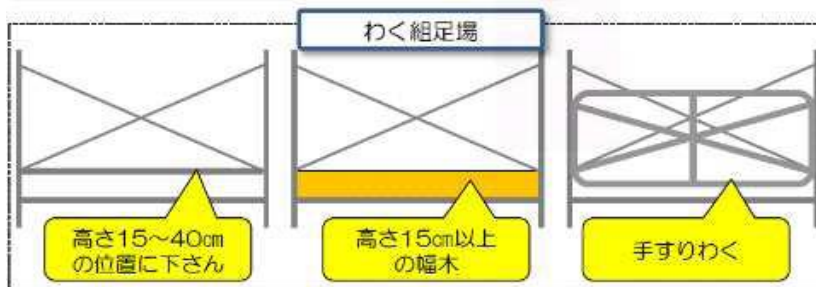
こうすれば安全



労働災害防止のための実施事項

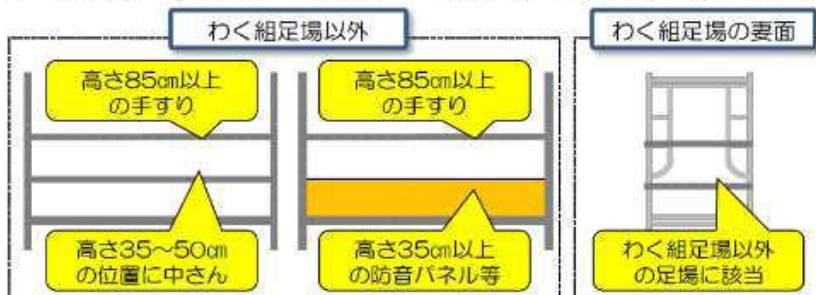
- 1 元方事業者による統括管理を徹底する
- 2 典型的な災害（墜落・転落、重機との接触、倒壊・崩壊、切れ・こすれ、飛来・落下）防止のため、作業開始前及び随時の点検、現場内巡視を充実させる
- 3 短期間又は臨時の高所作業の場合においても、作業床の設置、保護帽の着用、安全帯の使用を確実にを行う
- 4 安全通路の確保、整理整頓を徹底する（足場上を含む）
- 5 作業員からの意見等の把握、危険予知活動、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づいた対策を実践する
- 6 作業変更時における危険箇所の確認を着実にを行う

足場からの墜落防止対策の徹底をお願いします



いずれかの措置が必要です

- ① 「交さ筋かい」
+ 「下さん」
※ 高さ 15~40 cmの位置
- ② 「手すりわく」



両方の措置が必要です

- ① 「手すり」
※ 高さ 85 cm以上
- ② 「中さん」
※ 高さ 35~50 cmの位置